外国人労働者に関して

一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

2025年2月27日

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

外国人労働者・移民労働者の典型的な問題

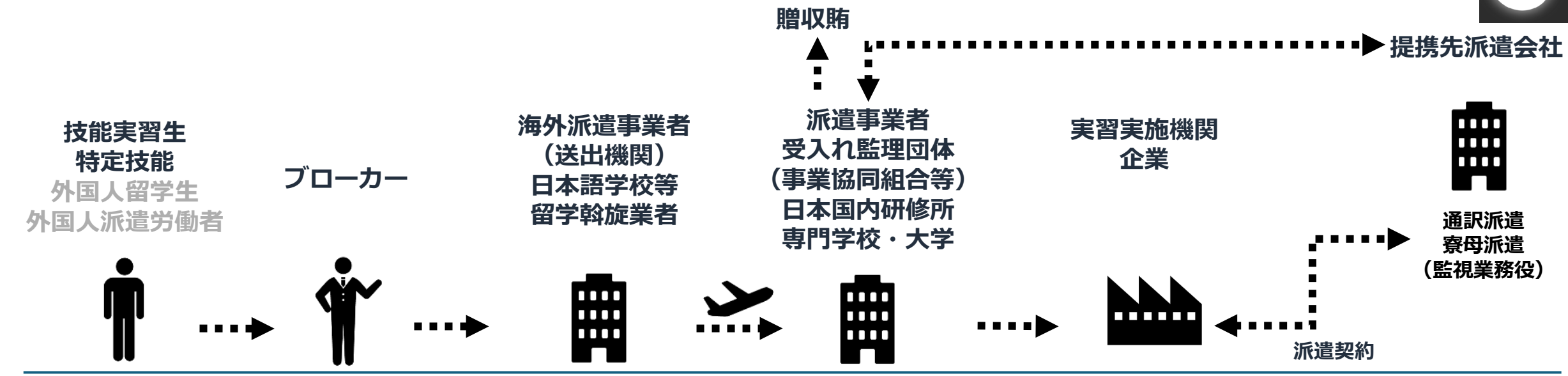

- 低い日本語レベル
- 制度の無知

- 高額な手数料（紹介料）徴収

- 偽の契約（2重契約）
- 契約書不所持
- 誓約書
- 高額な授業料
- 高額な手数料・保証金・違約金の徴収
- 渡航前の妊娠検査
- 不適切な教育
- 送出機関と日本語教育機関の不適切な関係

- 契約書不所持
- パスポートの没収
- 誓約書
- 通訳者の不正（送出し機関から出向）
- 不適切な教育
- 日本の団体による借金徴収

- 賃金未払い
- 不明瞭な控除
- 社会保険未加入
- 不適切な契約・契約書不所持
- 日本人と異なる労働条件や勤怠管理
- 長時間労働
- 休日の不足、有給休暇の未取得
- ハラスメント
- 強制貯金
- 携帯電話の使用禁止
- 不適切な住環境
- 強制帰国
- 労働力の調整弁とされる

高額な費用徴収（4,000USD～15,000USD）

※日本のみならず、世界各国で同様（類似）した問題が発生している。

※基本的な費用の考え方：採用決定後の発生費用は実習実施機関（企業）が本来負担すべき。

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

日本にくる外国人労働者に大きな影響を与える費用

- 日本に来る外国人労働者の大半は経済的に発展していない地域や国から来ているため、彼らにとっては大きな負担や債務となる。

- 例えば、ベトナムの場合、日本に来るための平均支払額は65万6000円で、これは東南アジア諸国の平均年収の約1.4倍に相当する。（※ベトナムの平均年収比では1.3倍にあたる。）(出典：Asia Nikkei)

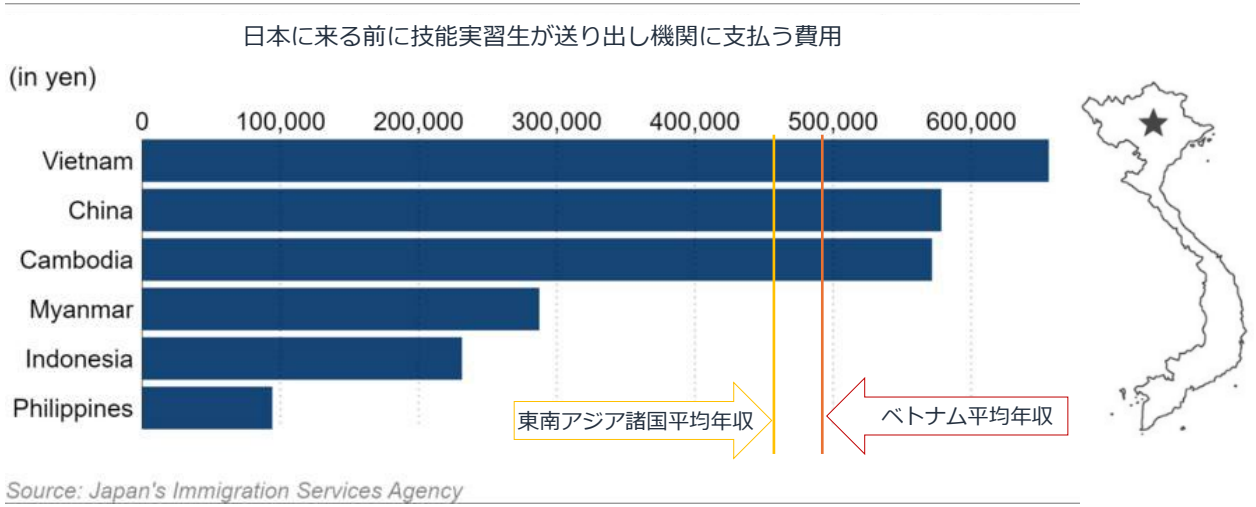

- 日本の平均年収（製造業）が約340万円であることを考えると、日本人が442万円を払って他国で働くようなものです。
- **他国で働くために442万円を支払わなければならないとしたら、どうしますか？**
  - ➢ それを払えるだろうか？それとも借金しなければならないのか？

これらの労働者のほとんどは、多額の借金を抱えている。借金には多くのリスクと自由の欠如が伴う。

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

外国人労働者のキャリアパス構築(将来想定される問題)

日本のみならず、世界中で労働力不足が叫ばれる中で、外国人労働者が短期的（一定期間の）な労働での「搾取」・「人権侵害」がされず、キャリアを形成がされる事、また、外国人労働者自身がスキルを身に着け、QOLを向上に資する貢献をすることも重要になりつつあります。

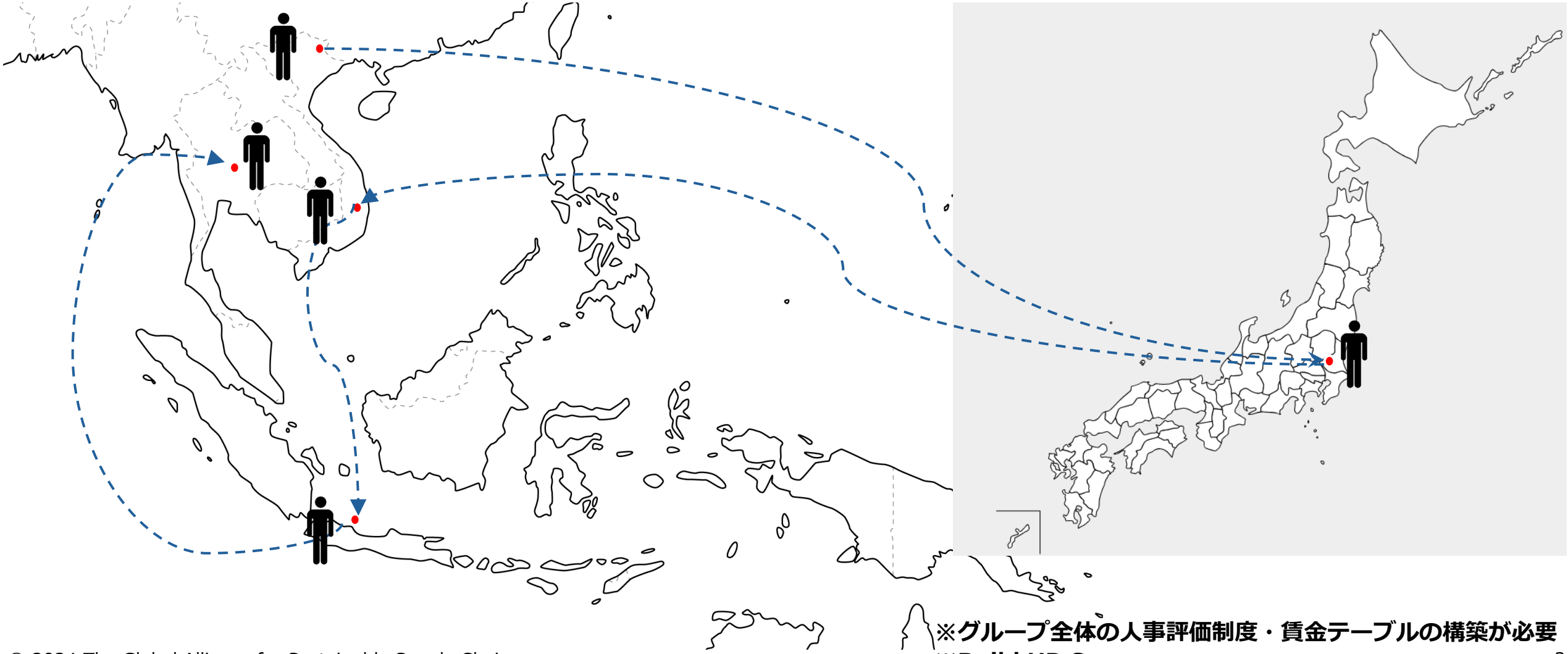

※グループ全体の人事評価制度・賃金テーブルの構築が必要
※Build UP Career

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

外国人労働者回廊調査（Labour Supply Chain DD）の実施

※外国人労働者がどういったルート（回廊）を通り従事しているのか

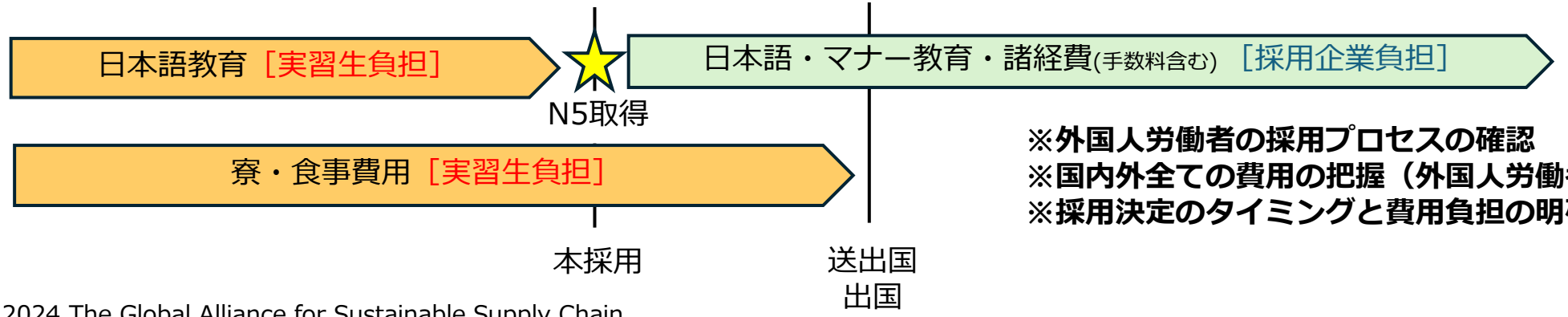

※外国人労働者の採用プロセスの確認
※国内外全ての費用の把握（外国人労働者の採用にかかる費用）
※採用決定のタイミングと費用負担の明確化

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

外国人労働者回廊調査（Labour Supply Chain DD）の効果

効果

1. 国内外全ての費用の把握と透明化
2. 外国人労働者の採用プロセスの確認と構築
3. 外国人労働者受入れのグットパートナーの選択
4. 外国人労働者キャリアパスプランの構築への布石

メリット

1. 安定した労働力の確保
2. 国際的潮流に合致する倫理的採用プロセスの構築（費用問題の解決）
3. 取引先（サプライチェーン下流）からの評価向上
4. 「ビジネスと人権」活動の評価向上

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

監理団体ヒアリングでの成果物（イメージ）

項　目	1年目（年間費用）	2年目（年間費用）	3年目（年間費用）	内　容
1．企業配属までの諸経費				
①組合出資金	10,000			原則、組合退会時に全額返還
②組合年会費	60,000	60,000	60,000	組合年会費は１社￥60,000です。
③書類申請諸費用　※１	34,560			技能実習機構・入国管理局
④送出国事前講習費	15,000			入国前事前講習費用
⑤総合保険料（3年間）	25,680			技能実習生保険料（補償内容により金額が異なります）
⑥実習生　入国・帰国費用（航空機代）	100,000		100,000	実費　※為替変動あり
⑦実習生　入国後講習（176時間）※２	87,000			入国後講習費用
⑧実習生　講習手当（1カ月）	60,000			入国後講習中及び初回給料日までの生活費
⑨JITOCOサポート年会費	50,000	50,000	50,000	JITCOシステム使用料(資本金3,000万以上は75,000円)
小　計　Ⓐ	**442,240**	**110,000**	**210,000**	※①②⑨は1社の金額なので2人目以降はかかりません
2．技能実習１号・２号				
①在留期間更新手続代行手数料　※３	34,560	34,560		
②在留期間更新手続費用（印紙）	4,000	4,000		
③技能実習検定料	25,000		25,000	基礎級・専門級（職種により金額が異なります）
小　計　Ⓑ	**63,560**	**38,560**	**25,000**	
3．組合管理費等				
①受入機関管理費　※４	420,000	420,000	420,000	月額¥35,000×12カ月
②送出機関管理費	60,000	60,000	60,000	月額　¥5,000×12カ月
小　計　Ⓒ	**480,000**	**480,000**	**480,000**	
合　計　Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ	**985,800**	**628,560**	**715,000**	

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

監理団体ヒアリングでの成果物（イメージ）

≪ねらい≫

実習生に**不当な負担をさせない仕組みの構築**と仕組みの継続的な改善、
並びに、実習生雇用の現場において**適切な労務管理**の実行と受入企業様の
コンプライアンス強化を支援し、一致団結して技能実習を円滑に進めていくこと。

≪ご加入メリット≫

企業様の想定リスク「人権侵害」「コンプライアンス違反」の軽減を適正コストで実現可能

想定リスク	企業に求められる対応	実習生のメリット	
人権侵害	・実習生に**不当な負担をさせない**（債務労働に関与しない）	・ベトナム出国時の**債務の大幅軽減** 派遣手数料 392千円(3600ドル) ⇒ 0円	・組合**運営コストの低減**努力と送出機関への**継続的な交渉**により企業様・実習生の負担軽減
コンプライアンス違反	・**組合が実施する監査**への確実な対応（実態把握） ・必要に応じた**改善の実施**	・技能実習に**相応しい環境**での就労実現	・企業**訪問の頻度向上**し実習状況（生活含め）を把握 ・実習生の**生の声を拾う**仕組みづくり

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

監理団体ヒアリングでの成果物（イメージ）

(1)費用分担(実習生・受入企業様)の考え方

実習生の“本採用の条件”を設定※し、実習生・受入企業にて負担する費目を明確にします。

【本採用の条件】日本語検定N5級相当の試験を合格している者

N5級：基本的な日本語を
ある程度理解できる

本採用以降は“実習生 実質負担ゼロ”とし受入企業様のご負担とする。
（実習生の負担は、生活関係の費用のみ）

※ILO（国際労働機関）が定める「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針」に準拠

(2)送出国での流れ(実習生の日本語教育・費用負担)

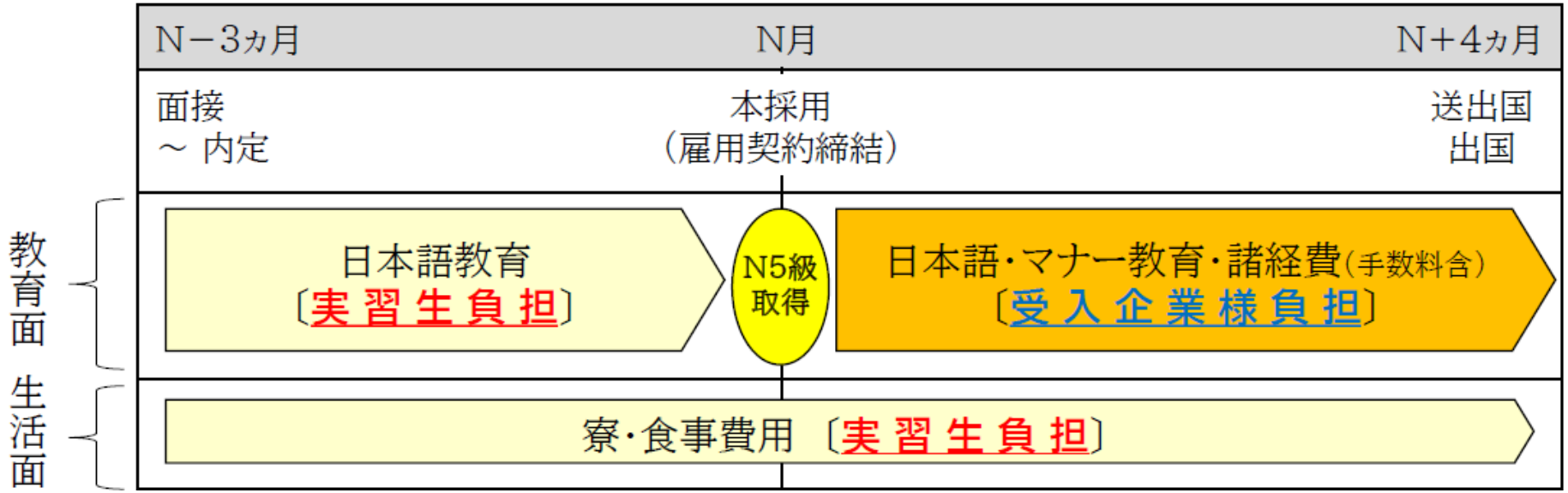

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

監理団体ヒアリングでの成果物（イメージ）

○ 企業様の負担を抑制しつつ実習生の負担を大幅に軽減（今後も継続的に推進）

〔単位：千円〕

		既存団体（例）			[redacted]		
		受入企業様		実習生	受入企業様		実習生
		初期費用	実習期間中	初期費用	初期費用	実習期間中	初期費用
渡航・入国後講習		283	—	—	283	—	—
入国前講習	本採用前	0	—	52	0	—	52
	本採用後	0	—	52	52	—	—
諸手続き・健診		0	—	20	20	—	—
紹介手数料		—	—	392〔3,600ドル〕	→ 328〔3,000ドル〕		—
監理費		—	36×36ヵ月＝1,296	—	—	25×36ヵ月＝900	—
生活面の寮・食事費		—		100	—		100
合計金額		1,579		616	1,583		152

3000ドルへ低減

※ ベトナム人実習生、2号対象職種（実習期間3年間）にて試算。
労務費・各種税金・諸経費（社宅費用など）は含まれていません。
別途、「組合出資金：10千円/1社」「年会費：60千円/1社・年」
「在留資格更新・帰国渡航費：72千円」が発生

実習生負担 ▲464千円

受入企業様負担 ＋4千円

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

技能実習生ヒアリングの成果物

項目	研修期間3ヶ月	日本円	研修期間４ヶ月	日本円
健康診断費	700,000	3,318	700,000	3,415
一次選抜の際の食事代	270,000	1,280	270,000	1,317
一次選抜の宿泊代	250,000	1,185	250,000	1,220
身元情報の審査代	100,000	474	100,000	488
身分写真撮影費代	50,000	237	50,000	244
一次選抜の制服洗濯代	50,000	237	50,000	244
実技訓練費	1,000,000	4,739	1,000,000	4,878
面接時の食事及び宿泊代	200,000	948	200,000	976
印鑑作成	95,000	450	95,000	463

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

技能実習生ヒアリングの成果物

項目	研修期間3ヶ月	日本円	研修期間４ヶ月	日本円
制服（夏）	250,000	1,185	250,000	1,220
制服（冬）	350,000	1,659	350,000	1,707
住民登録費	40,000	190	40,000	195
食事代	4,500,000	21,327	9,000,000	43,902
宿泊代	3,000,000	14,218	6,000,000	29,268
中間健康診断費	700,000	3,318	700,000	3,415
入国前の健康診断費（女性）	1,100,000	5,213	1,100,000	5,366
入国前の健康診断費（男性）	700,000	3,318	700,000	3,415
日本語教育費用	6,860,000	32,512	9,246,667	45,106

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

技能実習生ヒアリングの成果物

項目	研修期間3ヶ月	日本円	研修期間４ヶ月	日本円
海外労働者補助基金	100,000	474	100,000	488
日本での仕事と生活の為の教育、心 理教育費用	4,000,000	18,957	8,000,000	39,024
教材費	2,000,000	9,479	2,000,000	9,756
国内各手続諸費用	3,200,000	15,166	3,200,000	15,610
派遣手数料	80,000,000	379,147	80,000,000	390,244
合計金額	109,515,000	534,220	123,401,667	601,959

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

インドネシア送り出し機関（成果物イメージ）

- 2023年、インドネシア在外労働者保護庁は、特定技能の在留資格で渡航するインドネシア人移民労働者の斡旋料について、最高限度額を定めた。
- 雇用主が下記の一部または全部を負担する場合、インドネシア人移民労働者から費用を徴収することはできない。

項目	インドネシア人移民	雇用主
健康診断	IDR 902,000	
心理検査	IDR 550,000	
パスポート	0	
インドネシアでの社会保険料	IDR 332,500	
就労ビザ	IDR 400,000	
国内移動（ジャワ島）	IDR 500,000	
国内移動（ジャワ島以外）	IDR 2,000,000	
出国航空券	IDR 7,500,000	
帰国航空券	0	IDR 7,500,00
合計	IDR 12,184,500	IDR 7,500,00

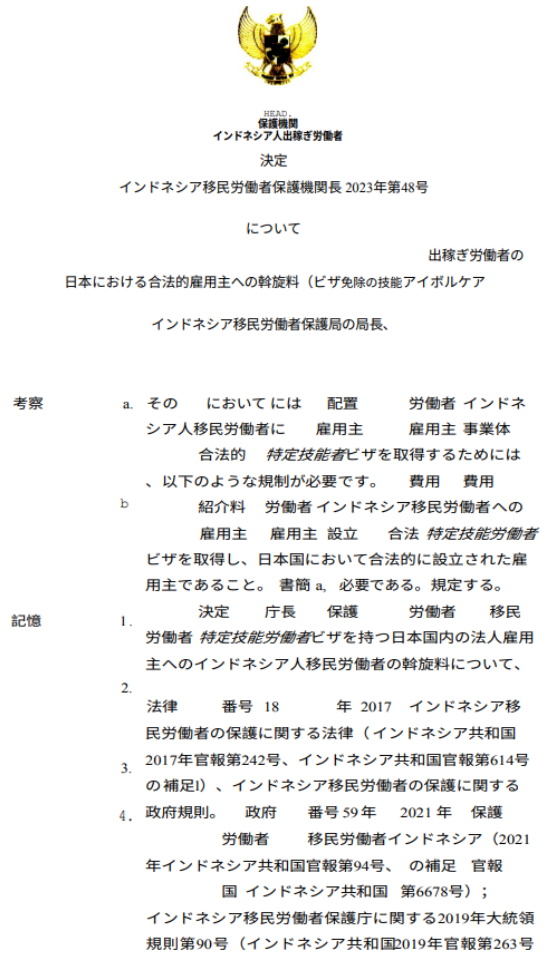

保護機関
インドネシア人出稼ぎ労働者

決定

インドネシア移民労働者保護機関長 2023年第48号

について

出稼ぎ労働者の

日本における合法的雇用主への斡旋料（ビザ免除の技能アイボルケア

インドネシア移民労働者保護局の局長、

考察

a. その において には 配置 労働者 インドネシア人移民労働者に 雇用主 雇用主 事業体 合法的 *特定技能者*ビザを取得するためには、以下のような規制が必要です。 費用 費用

b 紹介料 労働者 インドネシア移民労働者への 雇用主 雇用主 設立 合法 *特定技能労働者* ビザを取得し、日本国において合法的に設立された雇用主であること。 書簡 a. 必要である。規定する。

記憶

1. 決定 庁長 保護 労働者 移民労働者 *特定技能労働者*ビザを持つ日本国内の法人雇用主へのインドネシア人移民労働者の斡旋料について、

2. 法律 番号 18 年 2017 インドネシア移民労働者の保護に関する法律（インドネシア共和国2017年官報第242号、インドネシア共和国官報第614号の補足I）、インドネシア移民労働者の保護に関する

3. 政府規則。 政府 番号 59 年 2021 年 保護 労働者 移民労働者インドネシア（2021年インドネシア共和国官報第94号、 の補足 官報 国 インドネシア共和国 第6678号）；

4. インドネシア移民労働者保護庁に関する2019年大統領規則第90号（インドネシア共和国2019年官報第263号

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

インドネシア送り出し機関（成果物イメージ）

項目	研修期間3ヶ月	研修期間6ヶ月
日本語研修	IDR 5,000,000	IDR 10,000,000
食事	IDR 1,500,000	IDR 3,000,000
寮・食事	IDR 2,500,000	IDR 5,000,000
手数料	IDR 500,000	IDR 500,000
健康診断	IDR 902,000	IDR 902,000
心理検査	IDR 550,000	IDR 550,000
パスポート	IDR 0	IDR 0
インドネシアでの社会保険料	IDR 332,500	IDR 332,500
就労ビザ	IDR 400,000	IDR 400,000
国内移動（ジャワ島）	IDR 500,000	IDR 500,000
国内移動（ジャワ島以外）	IDR 2,000,000	IDR 2,000,000
出国航空券	IDR 7,500,000	IDR 7,500,000
帰国航空券	IDR 0	IDR 0
合計	IDR 21,684,500	IDR 30,684,500

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

ガイドブック

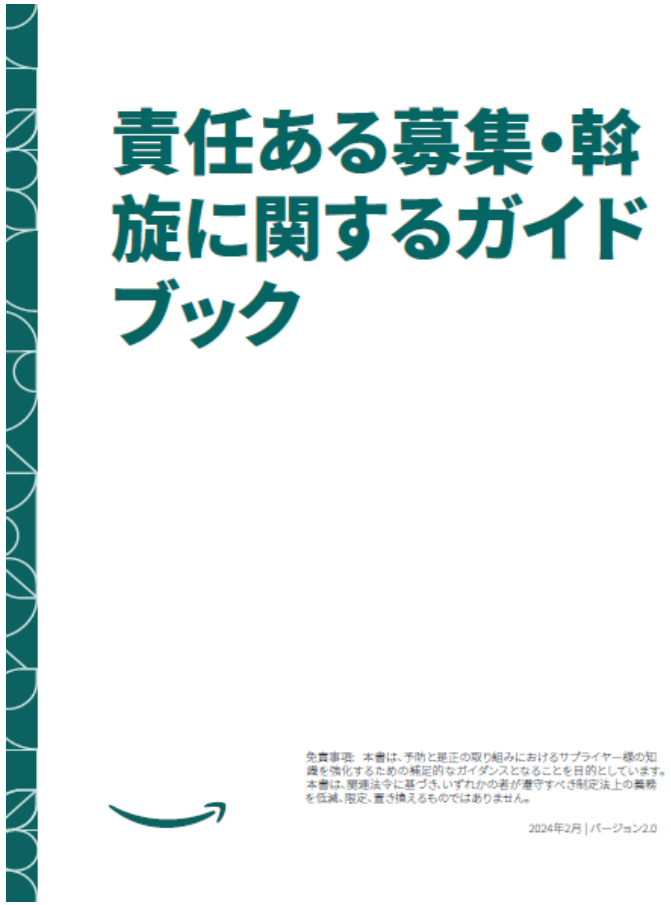

© 2024 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain